

○霧島市行事の共催等に関する取扱要綱

令和 7 年 5 月 1 日
教育委員会告示第 3 号

霧島市行事の共催等に関する取扱要綱（平成17年霧島市教育委員会告示第 3 号）の全部を改正する。

霧島市教育委員会の共催、後援及び協賛の取扱いについては、霧島市の共催、後援及び協賛に関する要綱（平成17年霧島市告示第153号）の規定を準用する。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。